相続手続き（Ｔ様）

春日部市にお住いのＴ様の相続手続きでは、被相続人の配偶者様と関係が疎遠になっているお子様がいらっしゃいました。

相続財産の分配についても、実態よりも感情論が優先されていたので、それぞれのお気持ちを伝え、直接、話し合う機会を設けることで、双方にご納得いただき、遺産分割協議書をまとめることが出来ました。

主な相続財産は、ご自宅（不動産）でしたので、相続登記は、司法書士の先生にお願いいたしました。

相続手続きでは、実利よりも、それまでの感情が優先してしまうことが多いので、相続を一つの機会として、お互いの思いを話し合う場を設けることで、ある程度、双方が納得できる結論を導けるものと思います。

相続人の関係や事実を整理し、提供することで、落ち着いた話し合いができる環境を整えることも業務の一つと考えております。

